

平成24年度第3回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 平成25年2月13日（水）

10:00～12:00

場 所 市民交流センター2階第2会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 平成25年度事業計画案及び予算案について

(2) 子どもの読書活動推進計画について

(3) 逗子市立図書館の管理運営について

(4) その他

出席委員

高鷲忠美会長 若林ふみ子委員 辻伸枝委員 汐崎順子委員 松枝正樹委員

事務局

小川図書館長 鈴木館長補佐 利根川専任主査 楢山主任

傍聴 6名

【鈴木館長補佐】 これから協議会を始めさせていただきます。本日は平成24年度第3回逗子市立図書館協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議録を作成するに当たりまして、発言の録音及び傍聴希望者の傍聴の許可をあらかじめ御了承ください。

また、傍聴の方へお願いします。傍聴に際しましては、注意事項を必ずお守りいただきたいということと、あとは報道関係者以外の方の録音、写真撮影につきましては許可をしておりますので、御了解いただくようお願いいたします。

まず最初に、事前に配付いたしました会議資料を確認させていただきます。まず、会議次第、それから資料番号の1、これが1-1、1-2、1-3、1-4、1-5まであります。続きまして資料2-1、2-2、これが子ども読書活動推進計画の参考資料になります。続きまして資料3-1、3-2、3-3とあります。資料4-1、4-2、4-3、4-4まで。それから、資料5、6、7、以上が事前に郵送でお配りさせていただいた資料です。本日机上配付させていただいた資料は、図書館の設置及び運営上の望ましい基準という、ホチキスどめになっている資料と、北海道の苫小牧市の答申の概略。あとは取り組みについてというものと、図書館協議会からの答申に対する考え、一式クリップでとめてあるもの。以上が資料の確認になりますが、配布漏れ等はないでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、これから議事進行を会長をお願いいたします。

【高鷲会長】 皆さん、おはようございます。寒い日が続いておりますけれども、雪が降らなくて幸いだと思います。本日は図書館協議会委員5名全員が出席しておりますので、図書館協議会運営規則第3条第2項の規定により会議は成立しております。

それでは、規則第3条第1項の規定により、協議会会長の私が議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議事に入ります。事務局より、議題1の平成25年度事業計画案及び予算案について、説明をお願いいたします。

【利根川専任主査】 平成25年度予算案につきまして説明させていただきますが、その前に本年度も年度末が近づいてまいりましたので、本年度の実績について簡単に報告させていただきます。

まず、事業実施状況ということで、資料1-1をごらんいただきたいと思います。おはなし会の表の3段目の土曜日おはなし会は、それまでのすばなし一辺倒のところから内容を変更し

まして、少し参加者の人数が増加しつつあるという報告を受けております。ブックスタートは例年どおりの参加というところでしょうか。子ども読書の日記念公演も、本年度は好評でございました。それから、講座も3つ実施しております。森裕美子先生に来ていただいた「科学あそび講座」は毎年恒例ですが、これも盛況でございまして、次に10月に佐藤涼子先生に来ていただいて、「絵本を読むこと」と題して講座を開きました。これも満員で、盛況でございました。あともう一つ、資料の裏側になりますけれども、今週金曜日と来週金曜日、和田和美先生に来ていただいて、初めての試みですが、「手遊びとわらべうた」ということで、先生の御意向もあって、10人程度で実施する予定をしております。これで年度内の講座はすべて終了いたします。

次に、小学生等の見学もほぼ例年並みに来ております。次の職業体験も、市内の3中学校と、本年度は県立高校の生徒さんもいらっしゃいました。映画会は、本年度から少し外国の映画に力を入れようということで、外国映画の上映回数をふやしております。ほぼ毎回満席に近いぐらいの参加者がおります。本年度の最後には、子どもフェスティバルの一環ですけれども、「E・T」を大ホールでの上映を予定をしております。事業に関しては、ほぼ従来どおりの形で終了すると見込んでおります。

続きまして、資料の1-2貸出冊数等の数値についてです。この表では、下の段が昨年度、上の段が本年度という数値になりますが、入館者数、貸出冊数、予約件数、そしてコピーの枚数、軒並み前年比マイナスになると見込んでおります。このままのペースでいきますと5%ぐらい下がるかなと予想をしております。特に貸出冊数はかなり数値が低下傾向にあります。その要因として大震災による精神的な影響というのでしょうか、読書にいそしむという意欲が少し薄れた結果ではないかなということ、あるいは電子書籍の普及ということもあるのではないかと考えられます。利用者の中に、以前は何が何でも図書館から借りるという方が随分いらっしゃったんですが、このごろはそういう方が少し減ってきたのかなという印象は持っております。それからもう一つは、ベストセラー、話題になるような大ベストセラーが少なくなってきたのが要因となって、全体として貸出冊数が減ってきたかなというところ。それから、以前からこの協議会でも再三申し上げておりますけれども、予約の件数が貸出冊数におけるパーセンテージとすると、私どもの図書館は非常に多いわけですが、予約の件数は本年度は7~8%ぐらいは減りそうです。これも恐らく大ベストセラーがなくなってきたのが大きな要因ではないかと考えております。それから、コピーは特にカラーのコピー枚数が減っております。

次は資料1-3、児童書の貸出冊数が全体的に下がってきています。昨年度比かなり下がってきています。当館では、昨年度より学校支援パックということで、小中学校に団体貸出を実施をしてきておりまして、中でも一番遠い池子小学校、松枝先生のところは、件数は一番多いですが、それによる影響、図書館に借りには来なくなったということもあるのでしょうか。原因はいまひとつわからないんですけれども。児童書の貸出冊数がかなり減ってきているというのが気になるころではあります。

続きまして、資料の1-4になりますが、昨年10月に市立図書館全体、12月に2つの公民館図書室の蔵書点検を実施いたしました。その結果、市立図書館部分で言うと、この1年間で新たに123冊の不明資料が出てきたという結果が出ました。公民館図書室はそれぞれ19冊、17冊という数字ですが、私どもの図書館では一部に盗難防止の仕掛けがしてあるのと、職員が日ごろ書架の間の見回り等を強化をしておりますので、その結果、こういう数字が出てきたものと思いますが、近隣の図書館と比較すると、恐らく冊数的にはけた違いに少ないだろうと思えます。いずれにしても3つの施設合わせて150冊以上が1年間で不明となってしまったという、この現実の利用者のモラルという点で私どもとしては非常に悲しい思いがいたします。

平成25年度の予算について説明いたします。昨年秋より財政課との協議の中で、来年度の予算について調整をまいりました。先日、財政課から厳しい査定を受けたところであります。簡単ではありますが、報告をさせていただきます。蔵書整備事業に関しては、前年比30万円マイナスという結果になりました。当館では加除式の例規集を所蔵しておりまして、「現行日本法規」という、日本の法律が全部載っている資料と「神奈川県例規集」という神奈川県の条例集を提供してきましたが、来年度から「神奈川県例規集」は印刷物としては出版しないということなので、その分が減ること、また、雑誌類に関しても、来年度の購入雑誌の見直しを行いまして、特に図書館・公民館図書室で重複している部分に関しては、一部削除し15万円ほどマイナスとし、合計で30万円のマイナスになります。財政状況からは、いわば自然減というくらいのとらえ方でいいのではないかなと思っております。肝心の資料購入費に関してはほぼ例年並みに確保できたと判断しております。

次に、図書館活動事業に関しては、22万円ほどマイナスになっておりますが、ここ2年間、子ども読書活動推進計画策定のための諸経費がついておりましたが、来年度はそれがありませんので、その分がマイナスになったということがございます。次に、3番目の維持管理事業につきましては、本年度図書館1階の道路側の窓側にロールスクリーンの設置をいたしまして、

ほぼそれが本年度で完了いたしましたので、その分に予算がついていた30万円がマイナスになったということです。

次に、4番目の図書館情報システム管理事業につきましては、35万円ほどマイナスになっておりますが、これは市役所全体でカラー印刷をできるだけやめるという方向性が出されております。私どもも資料の展示や名画座のポスターなどにカラーの印刷を使ってきましたが、来年度以降はそれが厳しくなります。市役所全体でのカラー化はできるだけ控えるという方針だそうですので、それに伴うカラー印刷用の予算の削減ということになります。以上、図書館全体では約130万円のマイナスになりますが、先ほども申しあげましたように子ども読書活動推進計画策定のための支出がなくなるということ、ロールスクリーンの設置が来年度はないということ、カラー印刷のための経費を削減することでのマイナスなので、事業としては来年度もほぼ本年度並みに実施できるものと、この予算案を見る限りは想定をしております。この予算案をもって3月の議会での承認を待つというのが現状でございます。

議題1についての報告は以上でございます。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございます。予算については、図書館サービスの実績が認められているのかなと思いますけれども、全体にわたって御質問なり御意見がありましたら、どうぞ御遠慮なくお願いします。

【若林委員】 電子図書のことですね、やはりiPadなどの普及で、かなり利用しやすくなっているので、そういう意味で貸し出しに影響が出てくるかもしれませんね。絵本とか子どもものにはあまり影響はないですけど、やはり大人の活字のものですかね。

【小川図書館長】 簡単に見ることができますので、どの程度お使いになっているかわかりませんが、その影響で、図書館に来なくなる人がいるのかもしれない。

【若林委員】 私のお友達で、高齢になると字が大きくなると、それで助かるとおっしゃる方も、かなりいましたね。

【小川図書館長】 でも、電子書籍は著作権上の処理の問題がありますので、図書館への導入はまだ少し先のような感じです。

【若林委員】 随分普及してきていますね。

【小川図書館長】 機器の価格が安くなっていますから、かなりそちらへ傾注しているかなと思いますね。

【高鷲会長】 汐崎先生、子どもの総計を見ていると、絵本は横ばいですね。ほかの状況はど

うでしょう。

【汐崎委員】 文学がすごく減っていますね。

【若林委員】 減っていますね。

【高鷲会長】 絵本は横ばいですね。

【汐崎委員】 絵本は横ばいですが、文学、読み物がすごく減っていますね。ほかの分野はそうでもないのかなと思いますが。

【高鷲会長】 文学ですよ、やはりね。

【汐崎委員】 今おっしゃったように、学校での読書普及などで子どもたちが身近に読書できる環境というのが進んでいるというのとリンクしていれば心配はないですけども。

【小川図書館長】 ただ、全国的な傾向ですよ。子どもも大人も減っているというのは。

【汐崎委員】 逗子市は人口の増減はどうなんですか。

【小川図書館長】 人口はそれほど減っていません。県立図書館もここ数年利用が右肩下がりになっている。だから図書館を廃止しようということではないんでしょうけれども。

【汐崎委員】 県立川崎ですか。

【小川図書館長】 県立、県立川崎両方とも数字が継続して下がり続けています。県内でもいくつかの図書館がやはり下がっているとされています。傾向としては全国的です。先ほどの電子書籍の影響かもしれません。

【汐崎委員】 2000年を超えて子ども読書年のスローガンのもと、どんどん読めみたいなところがあって、一時は右肩上がりになったところもあるので、それが一段落したのかなということも、ないではないですが、でも、順調に伸びていってくれるのが一番望ましいですよ。

【高鷲会長】 そうですよ。さまざまな機会を設けて、さまざまなプロモートの手段を設けなければいけないのかな。

【小川図書館長】 読み物をどうやったら普及させられるか。そういう手だてが欲しいですね。

【汐崎委員】 読書という面では読み物が中心になると思いますが、学校はいかがですか。子どもの読書の状況は、いかがですか。

【松枝委員】 池子小学校の場合には、結局山からおりて行かなければ図書館に行かれませんから、学校支援パックが命の綱ですね。

【汐崎委員】 ただ、学校での読書の様子とか、子どもたちが特に読まないとか、先生が悩んでいらっしやるとか、そういうことはどうでしょうか。

【松枝委員】 特にはないですね。ただ、全体的に、新しい教育課程になったので、授業時間がふえていますよね。だから当然下校時刻がその分遅くなります。

【汐崎委員】 ますます来られなくなるわけですね、図書館に。

【松枝委員】 池子小学校の近所の方たちもそうですが、子どもたちも結局そういうことになります。

【汐崎委員】 学習指導要領の授業のああいふ変化も、もしかしたら子どもの生活時間帯にも影響を与えているのではないのでしょうか。

【高鷲会長】 授業がきつくなってきましたものね、やはり。

【汐崎委員】 学校では、さまざまな科目に読書が取り入れられているように思うので、そのあたりは少し、学校での読書というのは浸透しているのかなと期待してはいます。

【小川図書館長】 でも、読書の時間をカリキュラムに組み込むのは、なかなか難しいという話も聞いています。だから、朝読の10分が確保できれば良いのですが。それも授業時間ではないところで実施するしかない。そういう話です。

【辻委員】 以前は、国語の時間とかを1時間いただいて、おはなし会を45分間全部できたんですけれども、現在は池子小学校も久木小学校も、それを実施するのが厳しくなってきました。朝の20分間で実施したり、久木小学校も30分でというように、やはり時間の確保が難しくなってきました。

【汐崎委員】 全体の傾向として、利用者の年齢層とかの変化はわかっていますから。

【小川図書館長】そこは特に感じないですね。おはなし会が低年齢化していることは確かですが。

【汐崎委員】それがさきほどのすばなしだけというのを中止した理由なのでしょうね。

【辻委員】土曜日おはなし会ですね。

【汐崎委員】やはりすばなしだけというのは、かなり厳しいですか。

【辻委員】そうですね。この2月2日にも実施しましたがけれども、一応すばなしを用意して行ったんですが、10人弱で、そのうちの8割ぐらいがすばなしを聞くには難しいなという現状でした。たまたまその同じ内容の絵本を用意して行ったので、絵本に切りかえて、すばなしは2月2日についてはなかったというようなこともあります。だから、こちらとしてもすばなしは、子どもにとって何が苦痛かという、わからないものを聞かされるのは、子どもにとってはとても苦痛で、おもしろくもないので、少しレベルを落としても、楽しい、ああ、おもしろ

かったなと喜んでもらえるものを提供するのをおはなし会だと思うので、差しかえの準備は事前にして行くんですけれども、やはり低年齢化は土曜日も否めないですね。

【小川図書館長】 ベビーカーのお母さんたちがすごくふえていますね。かなりふえてきています。だから、その子どもたちが中心になると、年齢が少し上の子たちが、周りにいて声かけても首を横に振るんですね。そういう傾向はどうしても否めません。お話おもしろいよといっても、「うん」と言っただけで終わってしまいますから。

【辻委員】 そうなりますね。

【汐崎委員】 上の子は小さい子と一緒にされるのがいやなのでしょうね。

【辻委員】 おっしゃるとおりです。

【汐崎委員】 下の子は上の子と一緒にいたいんですが。

【辻委員】 そうですね。

【若林委員】 なかなか、声かけもむずかしいですものね。

【汐崎委員】 この土曜日おはなし会は、小学生とはいっているけど、実質的には小学生のみなのでしょうか。

【小川図書館長】 だんだん年齢が下がっています。

【若林委員】 そうですね。

【辻委員】 ちょうど聞けるころあいの子も、いるんですけれども、その人たちに向けてすると、大多数が避けてしまうかなという。難しいですね。

【汐崎委員】 それが公共図書館の厳しいところですね。

【高鷲会長】 ここのところ、こういう傾向が続いていますね。手を打たなければいけないかもしれませんけれど。

【汐崎委員】 低年齢化は全国的な傾向です。特にここ10年ぐらい。

【高鷲会長】 何ができるかですね、その中でね。

【汐崎委員】 本当はそこからもう一つ橋渡しをして、底も厚くするけれど、途切れることなく上まで、子どもたちの読書環境を整備する必要がありますね。

【小川図書館長】 専門の先生にテーマとして研究していただかないといけませんでしょうね。

【汐崎委員】 それは、私のテーマじゃではなくて、図書館全体のテーマだと思います。どこに行っても小さい子ばかりで、まるで子育て支援センターのような状況になりがちです。もちろんそういう役割はありますが、やはり図書館の働きかけは、そういう中でも読書とい

うものをつなげていかなければ図書館の本来の機能を果たせないと思います。辻委員も一生懸命やられているなど思うんですけども。

【高鷲会長】 汐崎さんや辻さんという専門家がいらっしゃいますから、今後またどういう取り組みができるか、一緒に考えていきましょう。

【若林委員】 リピーターがふえてくれると、いいんですけど。

【汐崎委員】 そこが難しいですね。せっかく来てくれているのに、赤ちゃんと一緒にに参加するのはいやだし、離れるのもつらいしという。バランスが難しいですね。

【高鷲会長】 議事の1番については、それぐらいでよろしいでしょうか。また改めて、最後にまた時間があればお願いいたします。

【汐崎委員】 もう一つお伺いしたかったのは、神奈川県例規集が差しかえではなくなった。電子媒体になり、全部差しかえではなくなったということでしょうか。

【小川図書館長】 ネット検索で、いつでも見ることができる形になった。そういうことみたいです。

【汐崎委員】 では、情動的に何か過不足が出るというわけではなくて、もう差しかえはしないということですね。

【小川図書館長】 もう冊子をつくらないということだそうですね。

【汐崎委員】 今までは郵送で差しかえ用を購入していたものがなくなるのですね。

【小川図書館長】 はい、それはなくなります。

【汐崎委員】 でも、逗子市として、情報は手に入れることはできるんですね。新しい分も。

【小川図書館長】 はい。ネットで検索できますからね。

【汐崎委員】 利用者の方も。

【小川図書館長】 はい、お使いいただけます。それは白書類もそうってきています。

【汐崎委員】 そういうものはやはり何かのときに新しいものが全部入手できるシステムになっていることが必要ですね。

【高鷲会長】 ありがとうございます。議事の2番に移ります。子どもの読書活動推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 逗子市子どもの読書活動推進計画について御説明させていただきます。去る平成24年12月1日から25年1月7日の間、市民参加条例に基づいたパブリックコメントを実施しました。その結果、1名の方からファクスにて6件の御意見をいただきました。意見に対

する市の考え方は、資料2-1、逗子市子どもの読書活動推進計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について、一覧になっているものです。計画につきましては、神奈川県内では一番最後の計画策定となりましたが、高鷲先生初め協議会の委員の皆さん、また懇話会の参加者、市民の皆さんから活発な御意見をいただいて、逗子市の読書活動に即した、実効性のある計画を策定することができました。今後の予定としましては、3月の教育委員会で御審議をいただき、4月1日から施行という形を予定しております。この計画に基づいて、平成25年度ちょっとしたイベントができないかと企画をしたんですが、ただ、財政的な状況がかなり厳しい中、計画を大きくPRするための例えば講演会、そういったものを実施することは25年度中の予定はありません。ただ、具体の事業の中で、例えば来年度予定しているのが、おはなし講座、こちらは読み聞かせやお話を行う方で、ボランティアの養成講座ということで企画していますが、例年ですとお母様方、女性の方が対象ということがすごく多かったんです。今回は家庭での読書活動の推進ということで、お父さんやおじいちゃんなど男性にも参加していただきたいということを目的として、男性の講師による、開催日時を土曜日とか日曜日とか、お父さんが参加できる日程を考え、場所も図書館のおはなしコーナーで読み聞かせ講座を企画しようということで現在、検討しているところです。

それから、松枝先生からもお話しいただいたように、学校支援パックですね、こちらも大分軌道に乗ってきまして、そこからのニーズもあるということで、本年度は職員が学校に支援パックのセットを届けるという方式をとっていましたが、来年度から業者に搬入・搬出の委託をして、定期的に安定した支援体制を確立したいということで予定を考えている次第です。以上で計画の説明を終わらせていただきます。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございました。神奈川県内で最後にできた子ども読書活動推進計画ですけれども、今度はこれを実施に移すということになるわけですから、市全体の中で展開されていくことも期待したいと思います。5年間という最初の期間があって、それからまた第2次、第3次となっていくしますので、学校や地域や家庭での活動は、これに沿って行われるということになりますから、中核としての図書館の責任は重いですね。今後この計画については、図書館が中心に動いていくことになりますね。

【鈴木館長補佐】 図書館が中心になります。

【高鷲会長】 御意見なり御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

【汐崎委員】 実施は来年度からということでよろしいでしょうか。

【鈴木館長補佐】 はい、平成25年4月1日からです。

【汐崎委員】 文部科学省で意見を出すと言われましたが、今度3次の計画が出るんですよね。逗子市の計画が出た途端にまた3次が出ます。すり合わせてみたいですけども、基本的なものは変わらないと思いますね。

【辻委員】 期間は5年でしたか。

【小川図書館長】 一応5年です。今のお話のように、国は3次を出しますので、県も3次の用意をしているんです。国の答申を受けて、県としても用意するということです。

【汐崎委員】 でも、それが出たからといっても、各自治体の姿勢が変わるわけではないですね。

【小川図書館長】 逗子市の場合で言えば、2次が出てからこの計画を検討してまいりますので、例えば障がい児に対するサービスのことは2次の計画の中に盛り込まれたことですので、そういうものもあわせて取り込んできてはおります。だから、まだ次のときは3次の計画を取り込んだ形でつくるのがいいだろうと思います。

【高鷲会長】 毎年毎年図書館を中心に、各部局の人が集まって、これはどう進んだかという検討をして、また翌年ということがあるので、それを続けていくと第2次に反映すると思うので、そういったことが必要になってくると思います。私も東京都の東村山市でもかかわっているんで、1次をつくって、それが動いて、だから医療とか保健とかの部署が、そういうところも全部入ってくるんですよね。そういった中で実施する。小児科のお医者さんのところに絵本とかそういったものを置いてもらったり、そういうようなことを図書館と連携できる。それが第2次にも生かされるという、そういう形になっています。形だけつくっただけでは意味がないですね。

【辻委員】 そうですね、そのフォローの仕方ですけども、今この計画を策定するのに市民の方も入られて、先生方も入られて検討してこられましたけれども、その方たちは、予算の件ですが、お役目は終わられたということですが、今おっしゃったように、うまく実施されていくかどうか、図書館でだれかそういう担当の人を決めて検証していくんでしょうかね。

【小川図書館長】 結局、どこで検証するかという話になりますが、この協議会の中で、毎年その経過については報告をし、判断をおおぐつもりにしてあります。各組織でおやりになることについては、それはもうそれぞれに報告を出していただくという形になると思いますので、その報告を集約する形で、図書館協議会で、毎年評価していただいて、それを次の第2次計画

に向けてという形をとっていく必要があると思っています。

【高鷲会長】 今回も、教育委員会が音頭を取って、教育委員会の中の学校教育、社会教育、そういったところも網羅してありますから、今後もこの体制だということですよ。

【小川図書館長】 教育委員の皆さん方にも、別個にきちんと報告をしまして、大変期待をもっていらっしゃいますので、そういう意味からも、あまりいいかげんな報告はできないという形になっております。

【汐崎委員】 読書という、数値目標みたいなものがなかなか見えないと思うんですけど、ただ、方策を働きかけますとか、進めますとか、行いますとかというのを、成果としてあるいは成果があった、あるいはこうした不足がというのを、やはり客観的にはかっていくスケールのような視点も必要ですよ。何をどうやって、それがどうなったのかという結果が大切です。頑張っていますというのはもちろんですけど。

【高鷲会長】 恐らくアンケート調査でしょうね、1つはね。これをつくるときにもやりましたけれども。それでどのように経年的な変化が出るかという、それも評価の一つですよ。

【汐崎委員】 数で攻めるのは好きではないわけですが、やはり期待したいです。

【高鷲会長】 それ示さないと、実際わかりませんからね。

【若林委員】 アンケートというのは、私たちの仕事もそうだし、すごく効果があるんですね。アンケートを見たことによって、それに関心を改めて持っていただくことになるので、アンケート調査というのはいい方法かもしれませんね。それによって関心をまた深めていただければよいと思います。

【高鷲会長】 この協議会の席上で毎年報告されて、今後どうするかということも踏まえて検討していくということでもよろしいですね。それでは、またこの計画につきましても、何かありましたらまた最後に御意見をいただきたいと思います。

議事の3、逗子市立図書館の管理運営について、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 議事の3、逗子市立図書館の管理運営について御説明いたします。前回の第2回図書館協議会で提出依頼をいたしました指定管理者制度導入に際しての意見・要望は、こちらを御提出いただきました。審議に基づき3名の委員さんから要望と意見をいただきました。資料3-1、3-2、3-3が対象となる資料になります。3-1、3-2につきましては、指定管理者制度導入に際しての意見・要望です。資料の3-3、こちらにつきましては、指定管理者制度の導入に際しての提案、意見書という形でいただいております。今回はそれぞ

れ提出委員さんのお名前は省略した形で配付させていただきましたので、御了解ください。それで、この資料3-3の取り扱いについてですけれども、まず、意見書、資料3-3をごらんいただいて、1番のところに図書館協議会として図書館長に指定管理者制度導入について諮問してもらうよう働きかけるとの要望がありましたので、こちらについては館長から説明いたします。

【小川図書館長】 この指定管理者制度の導入に関しては、協議会委員の皆さんへ市長から2回にわたって説明をさせていただいています。また、前回平成24年10月の図書館協議会の中で、市の方針は既に指定管理者制度の導入が前提であるという説明をさせていただいておりますので、さまざまな問題も指摘されておりますが、導入に当たり検討すべき項目、あるいは協議会としての意見をとりまとめるという提案を事務局からお願いしていることであります。また、そのことで議論をしていただきました。したがって、差し戻しのような形で、改めて諮問をするということにはならないと判断しておりますし、この件に関しては平成23年の12月から4回にわたって図書館協議会におきましてさまざま御意見も伺ってきています。その時点では諮問ということは一つも出ておりませんでした。また会長からも、これだけは最低限守ってもらいたいという要望を委員から提出し、館長を通じて教育委員会なり市長へ働きかけるといことで御承承いただいております。平成23年度第1回図書館協議会から既に4回の協議会で議論を行って、委員の皆さんからの図書館に対する強いお気持ちも理解しております。また、さまざまな条件をお出しいただいておりますので、このような経緯を踏まえて、今後もよりよい図書館を継続運営するために、協議会会長から指定管理者制度の導入に際しての意見、要望、諮問に対する答申ではなくて意見・要望として提出いただきたいと考えております。以上でございます。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございます。今回委員の皆さんに御協力いただきまして、意見・要望という形で御提出いただきました。皆さんからいただいた意見要望書の最終集約は、会長の私が責任を持ってとりまとめさせていただきたいと思っております。館長から説明がありました図書館長へ諮問の働きかけを要請するという案件ですけれども、図書館法第14条第2項では、図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とすると規定されています。これまでこの逗子市立図書館への指定管理者制度の導入につきましては、4回の図書館協議会で議論をしてまいりましたけれども、協議会に諮問すべきという意見はございませんでした。前回の協議会で事務局から

説明がありましたとおり、市としての政策方針が決定していること、協議会で逗子市における指定管理者制度のあり方を検討いただくのは負担が重いこと等を受けまして、また会議規則の原則から一事不再議として取り扱い、協議会として館長へは諮問の働きかけをしないと結論づけたいと思います。資料3-3のうち、2番、3番、4番の点につきまして、事務局から説明をお願いします。

【鈴木館長補佐】 資料3-3の中の2番ですね、職員アンケート調査を行ってほしいということの要望です。こちらにつきましては、図書館では毎年夏、8月ごろ、非常勤事務嘱託員に対してアンケート調査を実施しております。内容につきましては、業務の中での課題、提案、それから今後の勤務についての意向の確認、また希望者には館長面接を実施して、職員の意見をなるべく業務に反映できるような形をとらせていただいています。勤務の意向確認のアンケート調査については、今後も続けて実施していく予定であります。あと、非常勤職員に指定管理者制度の導入の説明をということで、本意が伝わっていないという御意見でございますが、職員に対しての情報提供につきましては、朝礼や館長からの報告という形で、提供可能な範囲については逐一伝達をしております。ただ、現時点では指定管理者制度のための準備段階ということから、まだその制度のすべての情報を提供するには至っていないというのが現状です。今後は、導入に向けた具体的な動き等が始まりますので、そういったところではこれから職員に詳細を伝えていきたいと考えております。

それから3番目、指定管理者制度導入の成功事例についての提供を求めるということでありましたので、資料4-1、4-2、4-3ということで、参考になるような指定管理者制度導入の資料をおつけしました。具体的には北九州市の資料、埼玉県の吉川市の資料、それから北海道の釧路市の資料ということで添付をさせていただきます。

【小川図書館長】 中身については私から簡単に御説明申し上げます。資料4-1、手書きの4-1と書いてございます。これは文部科学省のホームページに載っているものです。北九州市の指定管理について説明がありますが、ページ5～8というところで、現在の状況というのが説明してあります。半分から下ですけれども、2005年4月1日から指定管理者による図書館運営がスタートしたということでその後の状況もおおむね予測できると判断し、指定管理者が管理する図書館の運営状況を把握するため、6月から7月にかけて図書館利用実績、利用者アンケート、一般利用者1,520件、利用団体12団体、評価員、学識経験者等5名による現地調査の3つの方法による検証を行った。その結果、貸出者数、貸出冊数、新規登録者数及びリクエ

スト件数はほぼ前年並みであり、また直営時から定例的に実施してきた事業は円滑に処理されていること。一般利用者の94.2%、利用団体の80%が指定管理者による図書館サービスに満足していること。協定書事業及び事業計画書に基づく図書館業務は、おおむね適正かつ円滑に実施されていることが認められるということが書いてございます。

それから吉川市、資料4-2、当市と同じような交流センター、ホール、それから市立図書館等と一緒にしたような公共施設ですけれども、これは指定管理者の評価と評価機関が評価したものがそこに載っております。1で言えば、右側の評価機関の記述で、下に市の指定管理者と利用者代表が一体となって施設の運営に向上する仕組みができていたというようなこと、あるいは一番下に、職員の資質向上については、職員研修計画に基づいて研修が実施されている。それから、次のページの真ん中あたりですけれども、個人情報保護に関する利用者への周知については、図書館、視聴覚ライブラリーでは、プライバシーポリシーの確認ができなかった。個人情報の利用目的や目的外利用についての考え方等について、利用者に周知する仕組みを構築することを推奨する。プライバシーポリシーというのは、民間団体が認定しているプライバシーの評価をする機関ですが、そこに恐らくまだ入っていないということかもしれません。

それから、その次に4-3で釧路市の社会教育施設で、4の評価結果については、すぐれているというところにその数値があらわれております。それからもう一つ、ここには載せていませんが、大きいところでは広島市が中央図書館も含めて全部、指定管理になっておりまして、この指定管理の評価も、90%ぐらいはそれでよろしいという評価になっております。これはあえてお出しませんでした。

この要望の中に苫小牧市の指定管理者制度導入については参考にしてほしいという御意見をいただいているんですが、苫小牧市は指定管理者制度の導入をすでに決めております。諮問したことについて、教育委員会はその諮問に対して導入しますよという返事を出しておりまして、3月の議会に諮り、平成25年度から導入ということが決まっております。

【鈴木館長補佐】 きょう机上配付した資料です。

【小川図書館長】 したがいまして、このときに諮問することと、市として決定することとの重さの違いみたいなもの、諮問を出すだけであれば、これは確かにおっしゃるとおりですけれども、この市の方針ということが優先される、教育委員会の方針が優先されるという結果になっているように思います。同時に、ツタヤのことで、佐賀県武雄市の市長がおっしゃったことですけれども、これは議会が決める。議会が決めるというのは、地方自治法第244条第3項で、

指定管理については条例をつくれと。まずそこで議会に諮る。さらにもう一つは、決定した場合には議会が承認することが必要。つまり、市民参加というのは、そこで求めていることであって、議会を重視するという形をとるので、それは個々の市民の皆さんの意見ということよりも、議会の意見を尊重するというのが武雄市の方針のようですが、この苫小牧市も恐らく同じような形をおとりになったのだらうと思います。

【辻委員】 発言させていただいてよろしいでしょうか。

【高鷲会長】 はい。

【辻委員】 2つほどあります。まず、議会が大事と御発言がありましたけれども、議会はまず教育委員会が図書館を所轄しているので、教育委員会の意向を聞くと思います。教育委員会は図書館協議会の意向を聞き、尊重すると思います。だから、市長が2回も私たち図書館協議会の委員を呼んで、細かく説明をされたということがあると思いますが、私たち図書館協議会の責任というのは、とても重いものがあると思います。先ほど4回にわたって十分検討したこと、そのときに諮問という言葉は出なかったというお話がありましたけれども、図書館協議会としては2006年、2007年、ちょうど小川館長が図書館協議会会長でいらっしゃったときに、この指定管理者制度、又は事務委託導入のことについて、協議をしております、その段階では指定管理者制度は逗子市立図書館にはそぐわないということを協議会としてはっきりと結論を出しております。審議不再議ということでしたら、このことは一体どうなるのでしょうか。図書館協議会のこのときの意思はどうなるのだらうというのが1つと、次に、前回10月11日の第2回図書館協議会のときに、市の方針としては決まっているから、図書館協議会の委員さんの負担になるから諮問はしませんというお話がありました。でも、私たち図書館協議会委員というのは、そういうことを議論するためにここにいるわけであって、負担になるかならないとかいうことではなく、それをするためにいるということと、その後、それを聞いていた市民の方から、それは少しおかしいのではないか、ふがないのではないかという指摘があったことを受けまして、私もそうだな、あのときはおかしいと思い、反論はしたかったけれども、勇気がなくてできなかったということがあるので、資料の3-3という意見書を出させていただきました。苫小牧市は指定管理が決定したとおっしゃいましたけれども、一応この答申としてはすごく立派な答申が出ております。それから大阪府の箕面市も2006年にはありますけれども、指定管理者制度の導入について、何十ページにもわたる意見書も出しております。それから神奈川県厚木市もホームページで見ることができます。そういうようなことを勉強するにつけてこ

ういうことを議論するのが図書館協議会の本当の役割ではないかと思うに至ったわけです。諮問はされないということでしたら、せめて建議を行って、このことについて市の方針は決定されているとおっしゃっていますが、まだ予算も何もついていませんし、準備段階ということもおっしゃっているので、方針は決定しているけれども準備中ということなので、市長も議会も教育委員会も、図書館協議会の意見というのをないがしろにはしないと思うんですね。ある程度聞いてもらえenと思いますので、もう一度建議をするなり、きちんと文書の形にして残すなりをしていくべきではないかと思います。今おっしゃいました北九州市の例ですけれども、北九州市は中央館に指定管理は導入していませんね。

【小川図書館長】 広島市が実施しています。

【辻委員】 広島市もNPOが受託しているようですけれども、北九州市に議員さんが何人も行かれて、その報告を受けたんですけれども、そのときにやはり中央館は大事であるから、さまざまなことを管理運営する一番大もとになるところだから、あえて指定管理は導入しなかったと、北九州市の方も認めたとおっしゃっていたということがあります。

北九州市は、逗子市とは人口も相当違うということもありますし、それに吉川市は人口6万ぐらいで逗子市と同じぐらいとは思いますが、指定管理者制度を導入して、成功例として挙げられるところというのは、それまでのサービスがあまりよくなかったものの、制度が導入されて、サービスのレベルが上がったという評価になることがえてして多いのではないのでしょうか。逗子市立図書館は、神奈川県内でもトップレベルという評価を得ているところを、なぜあえて指定管理という、しかも、株式会社パブリックサービスという図書館の管理運営に関してのノウハウを全く持っていないところに任せる必要があるのか、そのところを協議会委員の方たちは本当のところどう思っているのかというのをぜひ建議していただきたいと思っております。

もう少し言わせていただければ、文部科学省から、この資料にもつけておられますように、昨年12月19日に図書館の望ましい基準というのが、当時の田中眞紀子文部科学大臣の名前で出されまして、その中にも運営するに当たってはよくよく気をつけてやらないといけないというようなことも明確にうたわれておりますし、あともう一つは、先ほどの子どもの読書活動推進計画のときに、パブリックコメントをとられましたね。私1名しか提出者がいなかったというのは少々残念でしたが、それと同じように逗子市市民参加条例に基づいてと、先ほどおっしゃいましたが、逗子市市民参加条例は平成17年に長島市長のときに出されておまして、そ

の中に、第7条市民参加の対象となる事項ということで、市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃については、市民がさまざまな意見を言うことができるという条例があります。その市の執行機関は、対象事項について次に掲げる市民参加の方法から当該施策に適切であるものを複数選択して実施しなければならないものとしますということで、パブリックコメント・審議会・ワークショップ・公聴会等でそういうことを実施しなさいよと。私たちの大事な図書館については、勉強会をやるにつれて、市民の方の参加がとて多くなってきて、指定管理者制度の導入には反対の意見をやはり持っていらっしゃるんですね。私たち市民が、税金を払い、それにより資料を購入して市の財産として構築してきたこの図書館の大事な財産を、どうなるのかわからない指定管理にゆだねてしまうということに、皆さんは危惧されています。そういうことがあるので、やはり大事な制度の導入及び改廃にこれは当たると思いますので、もっと多くの方の意見を聞いて、きちんとオープンにしてやるべきことだと思います。気がついたら、もう図書館は指定管理になっていたというのでは、もう取り返しがつかないと思います。もう弊害を挙げれば数限りなくあります。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございました。

【小川図書館長】 一つは、平成18年に議論したのではないかということですが、そのときの会議録が残っておりますけれども、当時の市長の指示で次期市長への提言として指定管理者制度について検討してみしてほしい。図書館への指定管理者制度の導入については、具体的方向性や数値が示されているわけではなく、その時は各委員の皆様の御意見を話していただき協議いただくということで、指定管理者制度の導入を具体的に検討しているわけではありません。具体的に検討しているわけではないときに、いいとか悪いとかではなくて、そのことであえてここで導入いいですよと言う必要はないでしょうという判断をしているはずですが、いたがいて、一事不再議ということとは違います。

それからもう一つは、市長が違いますので、当然、政策も異なってきております。改めて、これはほかの自治体でも同じようなことが起きています。市長が変わることによって、時代が変わることによって、今までノーだったことがイエスになる。また逆のケースもあります。そういうことも起きていますので、平成18年のことを一つの議題にしても、少し難しいかなということがあります。

もう一つの、望ましい基準に書かれていることをここで読ませていただきます。「図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安

定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携のもとにこの基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。」とあります。だから、導入してはいけないということではないということと、それから導入する場合にはこういう条件で考えなさいということを示しているものと思っておりますので、その市の政策自体は市長が決めることです。市長が議会に諮って決める政策です。しかし、その個々の具体的な中身については、それぞれの担当課で決めて、その政策として市長に上げていくという形になりますので、この国が求めている水準の維持のためにどうするかということを検討するのがこの協議会の場合であると私は考えています。

【鈴木館長補佐】 あわせて、先ほどの平成18年度の協議会の中で諮問をされたということの追加ですが、そのときは市の指定管理者制度導入のプロジェクトチームが、市の施設全体の指定管理の導入の方向性を検討しようということがあった中で、図書館協議会に諮問するという形ではなく、意見を伺いたいという形での打診がありました。平成18年10月の図書館協議会では、今の段階では時期尚早で、指定管理の導入についてはイエスでもノーでもないという結論に達しています。その後、平成18年11月にプロジェクトチームの会議があり、経済性の観点から指定管理の導入を検討するという方向性が出され、その当時、図書館については指定管理者制度を導入するより直営のほうがより経済的であるというのが一番のポイントになって、指定管理の導入は当面は実施しないというプロジェクトチームの結果が出たということです。図書館協議会では、その当時あえて導入に反対するという結論には至ってないということを御説明させていただきました。

【高鷲会長】 資料4-4と、それから4番目の意見、これについて説明を受けた上で、質疑をとりましょう。

東京新聞の記事について、お願いします。

【鈴木館長補佐】 参考資料として東京新聞を添付させていただきましたが資料4-4です。こちらは「指定管理者見直し」という見出しです。中身につきましては、横浜市の事例を挙げて、指定管理の契約更新時に、その選定方法を非公募とし、既存の外郭団体と契約するケースがふえているという内容です。あくまでも直営に戻すというのではなく、指定管理者制度の導入を継続する中で、企画の継続性や高い専門性、蓄積してきた知識や人脈、それから学芸員の質の低下等を懸念して、積極的な民営化路線でいくのではなく、非公募で既存の外郭団体を指定管理者として選定するという内容のもので、指定管理者制度を否定するような内容の新聞コ

ピーではないということをつけ加えさせていただきました。

【小川図書館長】 それからもう一つ、この協議会でもお話ししたかもしれませんが、昨年、10年の契約期間が満了し、4人の非常勤職員が退職しました。今年は2人が退職します。これは10年という雇用契約の雇いどめということで、図書館にとってはかなり熟練した、優秀な職員が、そのルールがあるために、そのルールを変えればいいということになるのかもしれませんが、これは市役所全体で決めていることですから、そう簡単ではなくて、このままいけば26年度中にまた5人が退職することになる。私は、その人たちが継続して働き続けられることを条件に、この指定管理を考えますということで、市長とも交渉してきました。それを受け入れる方策をぜひ考えてほしいということで、市長とも交渉してまいりましたので、その点について、ではどうするのかという御判断をいただかないと、ただなじまないというだけでは私は納得いたしません。

【辻委員】 では、職員の問題ですけれども、指定管理になり、民間会社との雇用契約となり、10年で退職しなくてもいいというお話ですけれども、やはり1年ずつの契約の更新であることには変わらないですよ。私が逗子市の非常勤嘱託として図書館に勤めていたときには、当時の館長は、63歳まで勤務できますと。こちらから退職してくださいということはありませんとおっしゃいました。ところが、そのうちに、市民の方から図書館というのはきれいな、楽な仕事のように見えるので、継続して同じ人が勤めているのはおかしいのではないかという声が上がって、それが市議会の議員さんからの発言もあって、私はずっと定年まで勤めてもらいますよと言われていて、もちろん口約束ではありましたが、その時点で5年で退職ですと言われ、泣く泣く退職することになりました。その後、5年で退職と決まっていたけども、試験を受け、合格すればさらに5年勤めることができるということになりましたね。ですから、市全体のやり方で難しいとおっしゃいましたけれども、そういう制度の変更もあるわけですから、わざわざ指定管理にしなくても、職員の雇用を考えることはできると思います。それに、逗子市役所には司書の資格を持ち、40代ぐらいで、働き盛りの職員さんが何人もいらっしゃいます。私が非常勤嘱託で働いていたときに御一緒だった方が何人もいらっしゃるの、そういう方たちを図書館に戻して、そういう体制でやれば、図書館に未来はないと館長はよくおっしゃいますけれども、私に言わせれば、現在は小川館長がいらっしゃってリーダーシップを持っていらっしゃるの、今後とも小川館長が継続されて、何年かはかかるかもしれませんが、やはり先々のことを考えたら、市の職員で司書の資格を持ち、やる気のある方を中核に添えて、市

の直営でやっていくべきではないかと思います。

さまざまな費用にしても、現在のサービスのレベルを維持しようと思ったら、たくさんの職員を雇わないといけない。そうすると、その職員は株式会社に属するのですから、株式会社だけだと図書館は利潤を上げるわけにはいかないの、結局その働いている職員のお給料を下げていくしかありませんよね。自活していくことができない職員がふえるはずなので、そういう人たちというのは、やはり継続を望まないで、もっといい条件のところに移っていくという可能性もあると思います。現在いらっしゃる3人の正職員の方の仕事を、かわって行うということは、図書館の業務だけではなくて、予算どりのことであるとか、さまざまな庶務的な仕事も入ってくるので、職員に相当な負担がかかると思うので、その辺のところも非常に心配です。

また、つい最近ですけれども、東京都の杉並区で指定管理者辞退の報告というのがありました。それを区議の方がブログに上げています。公共施設の管理運営を請け負う事業者、指定管理者や受託事業者の社員による金銭着服等の不祥事が多発していることがわかりました。民間委託や指定管理者制度が導入される前は、公務員が従事してきた公共施設の管理や利用料などの金銭の扱いを時給850円前後の低賃金で雇った何の責任もない労働者にゆだねていること自体が不祥事の原因ではないかと、この方は区議会で質問されたらしいんですね。窓口でプライバシーや個人情報扱う仕事の責任や重さを理解させないまま、安上がり、使い捨てされている官製ワーキングプアの現状がもたらす問題であり、国の制度の抜本的な見直しと指定管理者の労働条件の改善が必要だと。さきほど民から官へという、横浜市の事例は、私が申し上げたことには該当しないというお話でしたけれども、横浜市で山内図書館が現在、指定管理者制度が導入されております。それについての市からの評価があったわけですが、それについての横浜市民の評価ということで、否定的な評価がいくつも出ております。ですので、やはりこれは時間をかけて考えるべきことではないかと思います。

【小川図書館長】 先ほどのお答えにはなっていないような気もするんですけれども、市が行っている非常勤職員の10年の雇いどめというのは、市の要綱でこれ以上の継続勤務はできないということがあるわけですから、これを改正しない限りは、5人の職員は退職を余儀なくされます。そのことはそれでよろしいと辻委員はお考えになって、今の発言をされているわけですね。

【辻委員】 その5人の人たちはこのまま退職になるのですね。

【小川図書館長】 そのとおりです。

【辻委員】 私もそうやって退職させられましたので。

【小川図書館長】 それは市のあり方が問題なわけですがけれども、これまで非常勤職員を雇わなければいけない仕組みをつくってきた。それをずっと流してきた。その先に現在の状況があるわけですがけれども、そここのところは一切抜きにして、これから先はけしからんという形になれば、発展のしようがないし、辻委員がおっしゃるように、市役所に司書の方がいらっしゃるにしても、何年も現場を離れていらっしゃる方たちですから、戻ってきてすぐに仕事になじめるかどうかという問題になれば、現在、10年近く勤務している非常勤職員のほうが、はるかに戦力としては高いものがあるわけですね。そういうことも含めてどう考えていくかということ抜きにして、形だけと言われると、これは図書館運営できないし、それから、指定管理が導入できた暁には、私は館長を続けるつもりはありません。本当は今年でやめようと思っていたんですけども、こういう状況なので、当面続けることといたしました。

【辻委員】 継続されることになったのですね。

【小川図書館長】 このような複雑な問題になっているので、それに決着をつけてほしいということでした。ですから、私が決着をつけるというのは、指定管理導入についての作業を進めるという形になります。正直言って。もうそれしかないと思っていますので、もしここで否定されて、改めてということになると、では図書館をどうするのか、その代案をきちんとお示しただかないと、これは市長が教育委員にもきちんと説明してきております。また、図書館長として教育委員の皆さん方にも説明してきておまして、導入に際してどうするかという条件抜きにただ反対されてしまってはだめで、先ほどお示しいたしました望ましい基準にもありましたように、ここの場としてはあくまでもどういう条件を設定して、それを指定管理導入に際して受託者側にどのように受け入れてもらうか。その条件が受け入れられなければ、あえて導入しなくてもよろしいということをして市長はおっしゃっていたはずですから、それも含めてここで議論していただきたい。最初から門前払いではなくて、議論をする必要があると思います。

【辻委員】 それははじめから指定管理者制度導入ありきということでしょうか。

【小川図書館長】 そうです。それは、市の政策としての方向性ですから、その政策をこの協議会が曲げるわけにはいかない。

【辻委員】 どうしていかないのでしょうか。そこがよくわからないんです。

【小川図書館長】 それは市長が選挙で選ばれた人だからです。市議会議員が選挙で選ばれた人たちだからです。

【辻委員】 さきほど申し上げた市民参加条例については、どう考えられますか。

【鈴木館長補佐】 よろしいですか。市民参加条例の運用の部分については、担当所管に逐一確認をし、そのパブリックコメントの対象になるかどうかも含めた確認を事務局でさせていただいております。ただ、今の段階で、指定管理者制度の導入か否かということのパブリックコメントというのは、あり得ない。今後も指定管理者制度の導入作業を進めていく中で、市民参加条例の対象になるか否かの確認はとっていきます。

それから、先ほど辻委員がおっしゃっていた図書館は今後とも直営が望ましいというところで、館長が説明いたしました図書館の設置及び運営上の望ましい基準、その中で一番大切なことは図書館は、設置目的を適切に達成する、今後もよりよい逗子市立図書館を継続運営することが一番の条件になると思います。その中で直営を継続するか指定管理を導入するのか、現在2つの枝分かれの状況です。直営を継続したとしても、現在の館長は非常勤の特別職ですから週4日の28時間勤務、フルタイムの館長ではないというところで、今後もやはり週4日は席にいるけど3日は館長がいないというところの弊害は今後も続いていきます。

それから、非常勤職員の10年の雇用の問題、これは図書館の非常勤職員だけの部分で考えれば、10年以上の雇用というのが一番望ましいのですが、非常勤職員は図書館だけではなく、市全体の非常勤職員が対象ですので、そこを考えると10年を限度として、もうこれ以上はあり得ない。そのところは、今後直営であっても切り離すことはできない条件になってしまいます。現在の図書館運営状況がベストだけれども、これからこのベストの状態を続けられるという保証がないんですね。専門職、司書の資格を持っている職員についても、市役所の中でも利根川に続く職員がほとんどいない。司書という専門職の採用をしていない。こういうところで、業務の継続性それから専門性というところを考えると、市の市民協働の部分、その部分も今後考えていくべきではないかということで、今回こういう提案を一つ選択の方法ということで御検討いただいている次第です。

【高鷲会長】 前にも皆さんにお話ししたときに出ましたが、やはり逗子市は素晴らしい図書館サービスをしていますよね。これを維持して市民の皆さんが受けられる図書館サービスを実際低下させてはいけないということがあるわけで、よりよいサービスを展開していきたい。そのためにも継続性とか専門性で担う職員をきちんと扱わなければならないんだということがありますよね。ですから、これをとにかくどうしたら保証されるのかということを考えていかなければならないので、現在の約50人近くいる職員の方、3名だけは市の正職員で、館長初め皆さん非常勤職員であるという実態、これを週3日勤務とか4日勤務で割当て、そして館長不在

のときもあるという。どうしても現在のこういう職員体制では、なかなか現在のサービスレベルを維持していくことが難しい可能性がありますから、これをどうすればいいのかということですよ。指定管理者制度を今ここでそれをノーと言ったとしても、それを市が受け入れるかどうかわからないので、もし受け入れたとしても、現在の厳しい状態が残るわけですよ。このサービスがこの状況で続けていけるのかということがあって、一番ネックなのは、小川館長がおっしゃった10年で退職になる職員ですよ。これが次から次へと出てきます。ここ4年間を見ると平成26年度末で合計8名になると聞いていますが。

【小川図書館長】 26年度末で合計8名になります。

【高鷲会長】 合計8名になって、それでまた次の退職者が続いているのですよね。

【小川図書館長】 続いています。

【高鷲会長】 続いていますよね。となると、また全部新しい職員に交代させないといけないということになりますよね。

【辻委員】 でも、私はパブリックサービスになったときの状況を想像でしかないですけども、大変なことになることは目に見えていると思うんです。

【高鷲会長】 ちょっと待ってください。大変になるというのは、今のサービス提供はそのまま続くと私は理解しています。それが条件ですよ。

【小川図書館長】 それを条件に出すことにしています。

【辻委員】 それでも現在いらっしゃる正職員の方の仕事も非常勤職員が負担するということですか。

【小川図書館長】 その人たちは、どちらかと言えばバックで管理する立場の人たちですから、そういうことができる人は別に採用しなければ無理です。現在いる職員の中でそれを処理しなさい、できる人はいるかもしれないけれども、それは別の次元の問題として請求というか、要求していかなければできないことです。人事管理とか予算管理をする職員がきちんと、もっと言えば労務管理ができる人がいる、判断できる人がいる、あるいは法律について相談できる人がいるというような仕組みを受託者側でつくってくれない限りは無理です。それは要求します。

【高鷲会長】 しかも、なおかつ教育委員会の中に図書館とか文化行政等を所管する職員がきちんといて、連絡・連携するという、これが指定管理者制度導入の条件ですよ。

【小川図書館長】 そうです。

【辻委員】 例えば生涯学習課とかの職員の方が兼務されるわけなんではないでしょうか。それとも新

たにまた職員を採用するのでしょうか。

【小川図書館長】 それは、それこそ教育委員会でそのことは議論して、どういう部署の所管とするのか、教育委員会ではなくて、自治体によっては市長部局というケースもあり得ますけれども、どういう所管で管理するか。所管を必ず置くというのも条件として入れるということは承知してもらっていますし、それは要求もしてまいります。

【辻委員】 私自身、図書館に勤めて、さまざまな人たちの姿を見てきていますので、10年という担保を確保したとしても、実際の仕事がついと、10年を待たずに自分から退職していく人は必ず出てくる可能性が否定できないと思います。そういうことを危惧しますのと、あと追加ですけれども、勉強会をやったときに、学校図書館に現在勤めている方が非常に危惧していらっしゃるの、せっかく市立図書館との連携が、うまくいきかけているのに、株式会社パブリックサービスとかいうところが管理することになった場合、学校は教育委員会の所管であるし、こちらもいわば丸投げ状態の半官半民とはいえ、うまく連携がとれるのだろうかということも心配しておられました。あと株式会社なので、どうしても利益を上げていく必要があるのです、さきほど申し上げましたように、お給料をかなり抑えるということとともに、やはり障がい者へのサービスというのがおろそかにされていく可能性もあるのではないかなと思います。全体で株式会社パブリックサービスは図書館事業のみではなくて、ほかの事業も取り組むわけですので、もしどこかで赤字が出た場合、資料費に影響が出ないかとか、もうそれこそさまざまな心配が出てきます。

【高鷲会長】 それについてはさまざまな誤解もあります。どう取り組んでもらうかというのは、とにかく市の側から要求すればいいわけですね。そういった仕様書をつくっていただければいいわけで、それを保証する体制は、学校と公共図書館との連携も仕様書に基づいて処理していただければいいわけですね。具体的に私も知っているのは岐阜県の高山市で、市立図書館に指定管理者制度を導入していますが、学校図書館も全部、その傘下におさめて、きれいに連携をとっています。だから、そういうことも要求さえすればできるものと思っています。ですから、市長も言っていたのが何かというと、この現在の図書館サービスはとにかく低下させないことが大事だということ、もう一つは、職員がとにかく今よりもいい労働条件になること、株式会社パブリックサービスに管理者が移ったら、10年という雇いどめがなくなるということと、モチベーションが低下する要因になっている最初の給料がそのままずっと続いてしまうという、それはなくしたいということでしたね。だから、そのことはやはりどのような形で実現してくれる

のかということはあるんです。市長は政治家ですから、市長がかわったときどう変わるかということがあるでしょうけど、それはそれで、やはり市と図書館との関係で、要求しておくしかないでしょうね。

【辻委員】 あと、アンケート調査を働いていらっしゃる非常勤嘱託の方に毎年8月ごろに行っているとおっしゃいましたけれども、そのアンケート調査の内容をお聞きしましたが、指定管理者制度導入についてどのように考えているかという項目はあえて入っていないですね。

【小川図書館長】 聞くことは可能です。まだ昨年はその段階ではありませんでしたから、今年はそれをやろうとすればできることですから、それは問題ありません。もう一つの問題で、給料が下がるという心配をされていますけれども、会長からも説明がありましたように現状維持、それからキャリアについては上乘せができるような仕組みを考えたいということは、市長もおっしゃっていて、その場には辻さんもいらっしゃると思います。さらに言えば、もう一つは、株式会社パブリックサービスのよさというのは、市が資金を出している部分もあるんです。半分出資しているというお話があったと思いますが、補てんをしておりますので、財政が赤字になったから賃金を下げるという仕組みではない。だから安心していいですよということを言ってくれているわけですね。そういう意味で、単純に民間でないことのよさを生かしてやっていきたいというのが市長の方針でもあります。

【高鷲会長】 つけ加えると、副市長も入っていましたね。

【小川図書館長】 そうです。副市長自身は、株式会社パブリックサービスの役員です。ですから、その役員が、場合によっては教育委員の一人が役員に入ってくださいということもあって構わない。そういう中で、図書館についてもしっかりとフォローしていこうということをおっしゃってくださっております。

【汐崎委員】 どう考えても、今よりは費用がかかりますね。

【高鷲会長】 安上がりではないんです、これは。

【汐崎委員】 だから、以前から費用対効果のことを考えると、逗子市は頑張っているし、何より小川図書館長が、これでいいのかというような条件のもとに尽力されている。それでもあえて指定管理者制度を導入したいというのは、官から民へというところのものもあると思いますが、私はこの前、市長がおっしゃったことで、どうなるのかなと思っているのが、株式会社パブリックサービスを受託の前提と考えていますと。ただ、職員の方の継続的な雇用ですとか、モチベーションを上げるですとか、給料を下げないとか、あとサービスの質を下げ

ないということもかなりおっしゃっていましたが、その体制を私は株式会社パブリックサービスでできるのかなというようにお話をしたときに、それを受けられる体制にならなければ、指定管理者制度の導入はあり得ないということをおっしゃっていたんですね。

【高鷲会長】 ほかの民間会社は考えてないということでしょうね。

【汐崎委員】 そうなんです。だから、株式会社パブリックサービスがきちんと受け皿として機能できる形にならなければ、受託させないし、ほかの形での指定管理者制度は考えていないとおっしゃっていたので、それならば私はそのときに逗子市としての図書館運営の将来ビジョンというものをきちんと持っていただいて、それに沿った形で株式会社パブリックサービスを受託させる条件を整えていかなければならないのではないですかと言ったんですが、これをどれだけ整えていけるのか、費用の面も考えたときに、市長がこれは大変だなと思われているでしょうね。その体制が整わなければあり得ないと言ったけれども、やるおつもりではいるんですね。

【小川図書館長】 まあ、一番は費用の問題ではないというのはあると思います。

【汐崎委員】 費用ではないように思いますね。

【小川図書館長】 むしろ、ここにも出席していますけれども、市役所に行ったら中核以上のレベルで働いてくれる人たちが図書館に来てくれているわけですね。それを、できれば市役所の業務に使わなければいけないような事態、市役所の職員構成が薄くなってきている。なるべく市としての本来業務については市の職員でやるけれども、外部の機関については委託業務に可能な限りゆだねていきたいということだろうと思います。

【辻委員】 それはおかしいんじゃないですか。図書館も根幹の仕事だと思いますよ。図書館をあまりにもないがしろにしていないですか。

【小川図書館長】 その議論はしたくないんですけれども、根幹業務だから、どういう形で市が責任を持つかが根幹の意味合いですね。市が図書館を直接管理していないケースは、いくらでもアメリカには事例があるわけです。NPOの管理で。それから、先ほど広島市がNPOとおっしゃったけど、NPOであっても指定管理です。NPOの図書館の事例というのはアメリカにもたくさんあるわけです。それはやはり根幹業務であっても、そういうやり方があるわけですから、どういう費用の使い方をするかということ、しっかり議論して考える。それは議会であるわけですが、私としてはどういう図書館が市民の皆さんにとってということだけを考える立場にあると思っています。だから、それが委託になっても、根幹業務であること

には変わらないという。それは、やろうと思えばできるはずのことであると思っています。

【辻委員】 株式会社パブリックサービスでもですか。

【小川図書館長】 いや、株式会社パブリックサービスであるかどうかというのは別です。株式会社パブリックサービスがどこまでできるかというのは、具体的な組織の詰めは一切しておりませんから。それを見ない限りは何とも申し上げられません。交渉の過程で、とても無理だということであれば、それは市長にきちんと申し上げなければいけないと思っています。

【高鷲会長】 金銭的には指定管理にした方が高いんですよ。僕は必ずしも金銭的な意味ではないような気がします。

【小川図書館長】 そうです。

【辻委員】 それは逗子市民にとっては不利益になるのではないですか。なぜわざわざ、2015年度の10月には消費税が10%になるのが、もう決まっているのに、指定管理料に10%上乗せしたのをわざわざ払ってまで、その分で図書館の資料を買えばいいじゃないですか。

【高鷲会長】 でも、それを担う職員をどう確保するかの問題ですからね、結局。そちらの問題だと思います。

【辻委員】 でも、職員の話は、もう少しよく考えて、方策ができるような気がします。それに、職員は株式会社パブリックサービスの半官半民で、現在の職員と変わらないとおっしゃいますけれども、最初のスタート時はそうだったかもしれないけれども、株式会社パブリックサービスを隠れ蓑にして、中身は普通の業務委託みたいな民間の会社が入らないと、どうしても回っていかないから、そこから持ってくるというようなこともなきにしもあらずですよ。それは株式会社パブリックサービスが、もう管理していけない、小川館長も最初からいらっしやらないという。どういう館長が新しく来られるのか、想像もできませんけれども、その方がよほど力のある方でなかったら、数年で破綻するかもしれない。そうなったときに、一体どうなるんですか、図書館は。

【小川図書館長】 現在日本全国で300館近くが指定管理になっています。

【辻委員】 でも、まだ9.3%ですよ。

【小川図書館長】 いやいや、そうではなくて、中止した事例もいくつかはありますけれども、それぞれに理由があって中止していて、あとは続いているわけですね。破綻して、もうとことんだめで破綻したという形ではなく、それぞれに理由があって、市町村合併して前のところが中止したとか、そういう理由が中心ですから、破綻するかどうかということについて言えば、

そういう事態を起こさせないために図書館協議会があるし、教育委員会があると私は思っています。

【汐崎委員】 すいません、1つ質問ですが、体制が変わったときにですね、図書館協議会の位置づけはどうなるのでしょうか。

【小川図書館長】 やり方としては2通りありまして、市が直接動かしているケースと、それから指定管理者が図書館協議会を動かしている例と2つあります。まだどちらにするかは決めておりませんが、これはつまり予算をどうつけるかという問題です。それからもう一つは、直接協議会を教育委員会が動かすということが、よりよいと判断できれば、直接動かすこともあり得る。

【若林委員】 辻委員の御懸念は非常にわかりますね。高い理想を掲げて、とりあえずこれやりましょうと。始めてみたものの、その後になし崩しになり、こんなはずじゃなかった。資料の3-1は私ですけど、やはり単なるアウトソーシング、丸投げではなくて、きちんとした担当業務や枠組みをつくるなり仕様書をつくるなり、あと指定管理に関してはオブザーバーでもありアドバイザーでもあり、常に行政がかかわり、内容のチェックはモニタリングをしなければならないという意見も申し上げました。図書館協議会はそれ自体に大きな役割を担うと思いますが、私はこれを書きながら、市長が株式会社パブリックサービスが条件を満たさないときには指定管理は考えられないとおっしゃって、これだけ言っておいてそれなりの株式会社パブリックサービスの用意ができるのかなと思いついて書いていたんです。でも、やはりこういう条件を満たしていただかなければ、逗子市の図書館としては将来的な継続性ですとかサービスレベルの維持ですとか、働いている方の雇用の条件ですとか、働く方のモチベーションですよね。これは非常に大切なことだと思います。それを何かの形で市長のお考えがあるとしても、実現させていけるような枠組みをつくらなければいけないのかなと思って意見書を書きました。

【小川図書館長】 御意見にあるようなことも含めて、導入基準というものと、それから仕様書、これは受託者側に回るものですが、導入基準については市としての図書館運営の方針というようなものになってまいりますので、図書館の使命というようなことも含めて、そこにはあり方や条件を全部書き込んでおこうと思っています。

【高鷲会長】 ですから、毎年毎年の評価があるわけですよ。評価しなかったら、当然マイナスの面も出てくるし、よければプラスの面も出てくるし、そこら辺のことはきちんと要求書

をつくるわけですね。

【小川図書館長】 評価も第三者評価という形をとる必要があると思っていますから、第三者は図書館協議会もその一つではあり得ると思いますけど、全く別な組織をつくることもあると思います。第三者評価もきちんとできるようにしておきたいということで、導入のための条件としては、そういったものを含めていこうと思っています。

【汐崎委員】 気になったのは、北九州市の事例をいただきましたが、2000年からの導入でしたでしょうか。

【高鷲会長】 2005年からですね。

【汐崎委員】 2005年からですね。この資料のプリントアウトは2013年2月6日ですが、2005年からということは、もう7年もたっているわけですね。現在の状況というのは、どの時点の現在の状況なのかということと、恐らくもう契約期限が一旦終了しているはずだと思うんですが。

【小川図書館長】 契約更新はしていると思います。

【汐崎委員】 同じ業者が再度受託したかどうか。ここがやはり問題なんですね。指定管理者だと、管理者がかわれば、親方こければみんなこけるじゃないですけど、直営の場合と違って、全然違う業者にかわってしまう場合もあり得ます。

【高鷲会長】 ただ、それも公募制を完璧にとるのではなくて、指名的なことでやると、そうではなくなりますね。

【小川図書館長】 はい。

【汐崎委員】 その点で私は東京都の大田区にいましたので、大田区は指定管理者制度が契約更新になって、以前の業者が半分以上採用されなかった。その結果かなり摩擦が生じたり、働いている方が皆さん退職を余儀なくされたということがありますね。

【高鷲会長】 逗子市の場合は株式会社パブリックサービスありきというところがあるから、その点では後退というのは、あり得ないのではないかと思いますけどね、今のところは。

【汐崎委員】 その継続性ということでは、この北九州市の現状というのがどの時点での現状なのかということと、7年経過していますので、契約更新を含めて、それ以降の業務が、もし業者が交代した場合、それがスムーズにいつているのかどうかというのは、文部科学省もおそらくいいことしか言わないので、そのあたりを知りたいというところはありますね。

【小川図書館長】 文部科学省は相手によって言い方を変えているようなところがあって、文

部科学省のホームページに載っていたことでもあるんですけども、流れは認めざるを得ないということになります。

【汐崎委員】 何となくオブラートに包んで、見せていないところが、今後の課題とか現状というのは、いつの時点の現状で今後の課題なのかと、特にやはり7年たっているので、非常に気になるころではあります。やはり、かなりの長期ビジョンを持っていないと、直営にしても指定管理にしても、現在の状況を脱することは本当に大事ですが、社会教育施設としての継続性で、子どもたちが育っていく中で、その成長とともに、市民の施設とともに考えていかなければいけないわけですから、長期的なビジョンというのは、大事なことで、それもきちんと盛り込んで、だから逗子市としての図書館をこれからどういう形にしたいのか、ビジョンというものをもし市長がかわったとしても、それはもう市民の要望を受け入れ、それをきちんと文章化して残しておく必要があるのではないのでしょうか。

【小川図書館長】 それは指定管理になろうがなるまいが、つくっておかなければなりません。そういう意味で言えば、いい機会ですね。

【汐崎委員】 皆さんがこれまでの逗子市立図書館のサービスをどう思うのか、これからの逗子市の図書館はどうあるべきなのか、そこで働いている方がどういう人であってほしいのかというのは、どういう形で逗子市立図書館が動いていくかにしても、逗子市としてのやはり社会教育施設としての図書館への依存というものは今、はっきりとそれを確認して、文章化しておく必要があるように思いますね。

【高鷲会長】 ですから、それは図書館のホームページに公開されていますけれど、2011年の逗子市立図書館のサービス目標をまとめていますので、それをもとにして館長がさきほどおっしゃったビジョン、現状と今後の課題や展望をやはりまとめていただいて、それをもとに今後のサービスに生かしていく必要があるでしょう。

【汐崎委員】 それをきちんと推進できるような形での運営というのがあるべきだと思いますけどね。

【高鷲会長】 それは直営であろうと指定管理であろうと、一緒のことですからね。

【小川図書館長】 結果がどうあろうと、その事業はやはりまとめておいて、市長がかわったとしてもというようなこともしっかりしておきたい。だから、そのことについてはむしろ委員の皆さんのお力を借りながらということになると思います。

【汐崎委員】 そういう意味では辻委員の御意見、とても貴重だと思います。働く方が自分が

働きたいと思っているのに、コネクションがうまくとれないとか、学校図書館との連携はどうなっていくんだというようなことは非常に大事なことですし、指定管理者制度の導入は、私も心情的には本当に不安です。

【高鷲会長】 厳しい場面を経験していらっしゃるからね、汐崎さんも。

【汐崎委員】 私も結局それで退職したようなものですから。ただ、現在の小川館長の、すごく苦しいお気持ちもすごくわかります。

【小川図書館長】 逗子市に限りませんが、自分が司書養成にかかわってきた立場から言えば、やはりどうしても図書館で働きたいという人たちがたくさんいて、実際には正規職員としては働けないという状況が、長い間続いているわけですね。だから、働ける場をできるだけ、給料の水準を上げるのにこしたことはないですけれども、働きたいだけ働けるという状況をどうやってつくっていくかというのが大きな課題であり、それは逗子市に限らないことです。

【高鷲会長】 そうですね。それがないと市民の皆さんへの図書館サービスがきちんとできるわけがないですからね。

【若林委員】 皆さんの話を伺って、私は、図書館で働いた経験がなく、いつも利用者の立場ですが、これを複雑にするわけではないですが、私はよく官から民へという場合に、やり玉に上がるのが、図書館と保育園だと思います。保育園の場合は、保育料というものが入りますよね。そういう関係の中で、利用者が保護されるということもありますが、図書館の場合は、もちろん利用者は直接費用は払わない。でも、逆にそれによって利用者の無責任というものも出てくると思います。私は読書会に参加している経験からすると、もちろん働いている方の保護も大事だけれど、利用者をどう育成していくかということも、すごく大事だと思います。そういう面から考えると、やはりあくまでも市に所属していたほうが良いと思います。しかし、現代社会のワークバランスが変わってきているということで、司書さん我慢しなさいというわけではないんですが、例えば私の娘も国家公務員の資格を持っていますが、やはり契約で、永年勤続ということはだんだん変わってきていますね。専門家の中でも。そうすると、サービスの仕事、医療ですら直接働いていることが目に見えても、すごく脅かされているんです。図書館の方の場合は、ある意味で目に見えないですね、司書のお仕事というのが、どこまで専門性かということが。そのことを市民にいかに知らせていくか。利用者教育と言ったら失礼ですけども、その意識を変えていくことによって図書館を守るということも、私たち図書館協議会としてはやはり意見を発していく必要があると思います。さまざま面から見ていかないと、

図書館側からだけ見ているというのは、私は違うかなという印象を持ちます。

【高鷲会長】 鈴木さん、残っているのが、辻さんの4番目のことについてのお答えはまだでしたね。

【鈴木館長補佐】 情報を提供してほしい。公開してほしいというところで、先ほど既に御報告させていただいたんですが、市民参加条例、それにのっとった形で対応してほしいということで、今後の指定管理導入の課題ということで、市民参加条例の手続、こちら、逐一市の担当部署へ照会していきながら、可能な限り公開するような形をとらせていただきますので、そこは非公開にするのではなく、公開の対象ということで、今後は対応させていただくように努力したいと思います。

【辻委員】 あと、公開ということ言うと、これは条例か何か置かないといけないのかもしれないんですけども、例えば厚木市の場合ですと、図書館協議会の会議録がもうウェブ上で見られますよね。そのようにこの会議録はできないのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 今の段階では図書館のホームページの中には掲載されていない形ですが、それはコンピュータシステムの関係と費用の関係がありまして、平成27年の2月からシステムを更新します。現在使っているシステムは利用者の方がかなり使い慣れてきているということと、それからあまりトラブルは発生していないという現状を踏まえて、27年2月からまた同じシステムを使っていきたいと考えていますので、その点を御承知おきいただきたいのと、その更新時に、あわせてホームページ上で図書館協議会の会議録の公開を進めていきたいと考えております。

【高鷲会長】 この件についての情報公開をなるべく早く、実現できたらと思います。

【辻委員】 情報公開課に行けば見られますね。

【高鷲会長】 そうですね。

【鈴木館長補佐】 ごめんなさい。この会議室は12時までということで、残り時間が少なくなってしまって、必要なことだけ言わせていただきます。指定管理者制度の導入に際しての意見・要望は、委員さんに本日御協議いただいた部分もありますが、ぜひ意見・要望を提出するという形でお願いしたいと思います。

【汐崎委員】 この要望書とはまた別の違う形で、もう一度ということですか。

【鈴木館長補佐】 資料を、委員のほう皆さんからお出しいただいた3-1と3-2ありますよね。委員さんからいただいた、要望をとりまとめる方向でまとめさせていただきたいという

お願いです。

【高鷲会長】 だから辻委員の御意見も踏まえた上で、皆さんの意見を全部とりまとめて、とにかくこれだけのことは守ってもらいたいこと、指定管理者導入に関しても問題があるよということを、まとめてみたいと思っていますが。それでよろしいでしょうか。

【汐崎委員】 それについて、新たにまた今回のお話を聞いて、つけ加えたいことがあれば出すという形ですね。

【高鷲会長】 そうです。私が会長の責任で、2月の20日ぐらいまでに皆さんの御意見を取りまとめたいと思います。

【辻委員】 2月の20日ですか。

【鈴木館長補佐】 現在お渡ししているのは、第2回の協議会のときに、指定管理者制度導入に対しての意見、要望ということで、委員さんからいただいた部分を集約し、まとめたものです。これを協議会から館長へ提出していただいて、館長が教育委員会、市に働きかけをしたいということで予定しています。現在の委員さんの任期が今月末で終了します。ですから、協議会委員さんの総意ということで出させていただきたいと思いますので、期限が本日は13日ですから、もうあと15日しか任期がない状況です。

【辻委員】 任期の継続というのは、教育委員会でも了承されたと聞きましたが。

【鈴木館長補佐】 教育委員会では了承されましたが、現在の委員さんという形を出したいと思っているんです。というのは、学校からの代表の委員さんがかわる可能性がかなり確率が高いというのがありまして、そこでまた一からということになってしまうので、今の委員さんの総意ということで出させていただきたいと思います。そして、とりまとめたものを会長にも目を通していただいたものですが、これにもし追加でつけ加えたいというものがあるようでしたら、時間が短いですが、20日、来週の水曜日までに事務局にお出しいただくようお願いできますでしょうか。

【高鷲会長】 それでまた要望が出てきましたら、私の責任でとりまとめて、館長にお出ししたいと思います。

【鈴木館長補佐】 その後は会長の責任で集約させていただく形にしたいと思います。

【高鷲会長】 まとめた後、逐一お送りしますから、皆さんに。

【辻委員】 資料5、6、7はどうなるのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 それで5、6、7も今、お伝えしますね。もう時間がないので。資料5の

請願ですね、こちら、請願については教育委員会で2月6日に審議されました。委員会の最終的な結論としましては、採択・不採択は行わない。図書館の指定管理者制度に関連する案件が委員会に提案された際に、この請願の趣旨を十分参考としながら、教育委員会の責任のもとに適切に採択を行うということ、請願の回答とするということで、今回の教育委員会の中では結論は出ませんでした。今後図書館の方向性を見られて判断するという結果です。

それから資料6の陳情、それから資料7の要望についてです。こちら、図書館協議会への陳情については、協議会運営規則の中では陳情の了承・不了承という規定はないんです。ですので、そちらを了承するか不了承するかという審議は、図書館協議会ではしません。また、要望書の諮問という部分について、先ほど館長からの説明の中で、協議会の中では諮問をしないということで、館長が結論づけていますので、そちらの要望についても諮問はしないという結論です。

それから、要望の中で、指定管理者制度の導入の可否の検討という部分では、もう十分な議論をしている中で、指定管理者制度導入に当たっての要望を出すという形に話が進んでいるという現状になっているということと、また公開の部分のお話もされてますが、公開の部分については辻委員の御質問にあったように、今後は会議の傍聴も公開ですし、現在はホームページ上でのアップは厳しい状況ですが、会議録については速やかに情報公開請求に応じて公開をしたいということで、御報告させていただきます。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございます。ただいまの説明、あるいは本日のほかのことに関して何か御質問はございますでしょうか。

ないようですので、本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございます。